

## 第 1 回能勢町障がい者計画等推進委員会議事録

開催日時	平成 29 年 6 月 9 日（金）午前 10 時 00 分から 11 時 50 分	
開催場所	能勢町保健福祉センター 2 階 多目的室	
議 題	(1) 障がい者計画等の概要について (2) 能勢町障がい者計画等策定に向けた今後の予定について (3) 能勢町障がい者計画等策定に向けたアンケート（案）について	
出席者	委 員	野村恭代、中田佐、塩田恒美、田邊康、藤原勇、高橋基樹、石川貴之、坂井幸一、高田聡文、永棟真子、大崎年史、片瀬真由美、松下和之、細谷恒彦、路川喜一、重金誠（敬称略）
	事務局	瀬川、花崎、大植、疋田（敬称略）

### 議事の内容

事務局	<p><b>【開会】</b></p> <p>定刻となりましたので、ただいまより能勢町障がい者計画等推進委員会、平成 29 年度第 1 回目の会議を開催させていただきたいと思ひます。</p> <p>本日は、お忙しい中をご出席賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>今年度につきましては障がい者計画、あるいは障がい福祉計画、障がい児福祉計画ということで、3 つの計画を策定するという年度あり、本来ですと任期につきましては、3 年ということになりますが、要綱では本策定年度におきましては、任期を 1 年ということで、お願いをしています。なお、このお願いにあたりましては、皆様方、快くお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また本来、皆様方には町長から委嘱状の手交をさせていただくところが本意ですが、会議の都合上割愛をさせていただきたいと思ひます。ご了承をいただきたいと思ひます。なお、委嘱状につきましては、お手元の封筒に同封させていただいておりますので、またあらためてご確認のほうをいただきますように、お願いいたします。</p> <p>それでは、会議に入りますけれども、その前に町長の上森一成よりごあいさつを申し上げます。</p>
上森町長	<p><b>【あいさつ】</b></p> <p>皆様、おはようございます。ただいまご紹介いただきました町長の上森でございます。梅雨の中休みといひますか、今日はいいお天気でございますけれども、これから体調を崩しやすい時期でございますので、ご自愛、よろしく願ひいたします。</p> <p>本日は能勢町障がい者計画等推進委員会、平成 29 年度第 1 回の会議という</p>

ことで、公私ともにお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。平素は本町の行政各般にわたりまして、ご尽力、ご協力を賜っておりますこと、厚く御礼を申し上げたいと思います。またとりわけ、この福祉分野につきましても、格別のご尽力を賜っておりますこと、本当に重ねて御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

今、事務局が申しましたように、29年、30年度というこの時期は、多くの計画が策定される予定でございます。この時期には多くの社会制度も変わりまして、本当に福祉という分野も大きく変わっていく、その制度の節目の年であろうと思っております。それはとりわけ、今の日本の社会が、共生ということなくしては今後成り立たないという時代になってきているという、そういう時節の表れでもあろうかと思っております。

そのような中で、本日、第3期の障がい者計画、第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画を策定いただくということでございますけれども、特に今回初めて策定をすることになります障がい児福祉計画については、保健や医療や介護、また教育等も含めて、多くの関係各機関と連携協力なくしてはできないと思っております。

これも繰り返しになりますが、地域の共生社会を実現するということも含め、やはり地域の方々、組織が協力し合わないと、成り立たないと思っております。

本日から策定に向けてご協議をいただくということになります。タイトなスケジュールでございますけれども、どうかいろいろとご意見、ご助言を賜りまして、本当に良き計画になりますようお願いを申し上げます。本当にこの場で今後の皆様のご活躍をお願いしながら、私の冒頭にあたりましてのごあいさつといたします。どうか、よろしく願いいたします。

【出席者紹介】

ありがとうございました。本日、町長の横に瀬川部長が同席させていただいておりますが、町長、瀬川部長におきましては、別の会議を中座して参加をいただいております。大変恐縮ではございますけれども、ここで退席をさせていただきたいと思っております。ご容赦賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

それでは、会議に入ります前に、第1回の会議ということでございますので、席順にて順不同にてご紹介をさせていただきたいと思っております。お手元の資料1の委員名簿をご参照の上、ご紹介をさせていただきたいと思っております。

まず、大阪市立大学生活科学研究科准教授、野村恭代様でございます。

能勢町手をつなぐ親の会監事、塩田恒美様でございます。

能勢町障がい児（者）父母の会会長、田邊康様でございます。

てしま会能勢分会会長、藤原勇様でございます。

福祉相談くすのき所長、高橋基樹様でございます。

夢来人の家施設長、坂井幸一様でございます。

障がい者支援施設ともがき施設長兼法人本部長グループホームクローバー管理者、高田聡文様でございます。

くりのみ園施設長、大崎年史様でございます。

地域支援センター第2わとと管理者兼児童発達支援管理責任者、片瀬真由美様でございます。

能勢町社会福祉協議会事務局長兼課長、松下和之様でございます。

能勢町民生委員児童委員協議会副会長、中田佐様でございます。

精神障がい者地域活動支援センター咲笑相談支援専門員、石川貴之様でございます。

大里荘管理者、永棟真子様でございます。

最後になりますけれども、今回委員の公募をさせていただきまして、応募いただきました、細谷常彦様でございます。

また、本日オブザーバーとして、大阪府池田保健所の路川喜一様にご参加いただいております。

同じく能勢町学校教育課課長の重金誠でございます。

なお、本日都合により欠席されておりますが、

能勢町身体障がい者福社会会長、八木キヨミ様、能勢町国民健康保険診療所医

師、宇佐美哲郎様、宝島サービス管理責任者、中幸男様にも委員をお引き受け頂いていますけれども、本日、都合により欠席でございます。

また、オブザーバーとして、出席予定でありましたけれども、大阪府池田子ども家庭センターの菱山侑子様は本日欠席でございます。

ご紹介は以上となります。

次に、今回、この委員会の事務局を担当させていただきます。先程、退席をさせていただきましたけれども、瀬川部長、そして私、今、司会をさせていただいております、福祉課課長の花崎でございます。よろしく申し上げます。

事務局・大植 同しく事務局でお世話になります。福祉課福祉係の大植です。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局・疋田 同しく事務局、能勢町福祉係の主事の疋田と申します。よろしくお願ひします。

事務局 この計画策定にあたりまして、今後アンケート調査等を行ってまいります。本町から委託をしております株式会社サーベイリサーチセンターからお二人の職員さんにご同席をいただいております。

SRC・池田 株式会社サーベイリサーチセンターの池田と申します。よろしくお願ひします。

SRC・松川 松川と申します。よろしくお願ひいたします。

事務局 **【委員長・副委員長の互選】**

それではお手元の次第の1番の下段にあります委員長・副委員長の互選ということに要綱上、なっております。もし差し支えなければ、今回事務局から提案させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは事務局のほうから、まず委員長につきましては専門的な障がいの分野にご精通されておりまして、識見の高いところから、学識経験者ということで大阪市立大学の野村先生に委員長をお願いしたいというふうに思います。あわせて副委員長につきましては、幅広く福祉分野を包含されているところで、民生委員児童委員協議会の中田委員をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。(一同拍手)

それでは、委員長、副委員長、恐縮ですけれども、前方の席のほうへご移動をお願いできますでしょうか。

それでは、これより先の議事進行については、野村先生をお願いしたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

委員長 失礼いたします。それでは改めまして大阪市立大学の野村です。どうぞよろ

しくお願いいたします。

先程、町長のほうからもお話がございました通り、今後、日本の中では、やはり地域の中で障がいのある方、それから高齢者の方、あらゆる生活課題を抱えている方を支えていくということが、恐らくベースになっていくというふう  
に考えられています。

もうご覧になられている皆さんも多いかと思いますが、厚生労働省の「我が  
事 丸ごと 地域共生社会実現本部」の中間まとめが2月に出されていたか  
というふうに思います。これからの日本の行く末というものを見据えまして、介  
護保険制度の見直しですとか、あとは生活困窮者自立支援法制度の改定とい  
うこと、そういったものを一体的に推進していくことによって、2020年代の初  
め頃には、地域共生社会というものの実現を目指すということが出されている  
わけです。

実は地域の中で、対象者を選別することなく、総合相談という形を実現して  
いこうというのは生活困窮者自立支援法を策定する前から、ずっと議論されて  
きたことで、ようやくここにきて「わがこと まるごと」という形の中に組み  
込まれていくということになっているかと思えます。

そのように考えますと、これからはますます公的支援というもののみに頼る  
のではなくて、やはり様々なあらゆる関係機関や、私達地域住民一人一人が支  
援というところにかかってくるかということが非常に重要になってくる  
かというふうには考えているところです。

この場もまた行政に対する要望を伝えるという場としてではなくて、町の障  
がい者福祉、障がい児福祉というものを、どのように地域の中で展開をしてい  
くのかということに関しまして、お一人おひとりの力をいただきながら、建設  
的な議論の場として、この時間を使っていくことができたらいいなというふう  
に考えております。

まだまだ私自身が経験不足で、いろいろとご迷惑をおかけすることもあるか  
と思えますけれども、お力添えのほどを、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですけれども、議事に入りたいと思います。議題（1）の障  
がい者計画等の概要につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

#### 【（1）障がい者計画等の概要について】

障がい者計画等の概要について説明させてもらいたいと思います。まず資料  
の確認をさせていただきます。事前に資料は一式送らせていただいているので  
すが、お忘れになられている方はございませんでしょうか。

まず障がい者計画等の概要について説明させてもらいたいと思います。

今回の計画策定につきましては、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児

事務局

福祉計画の3つの計画の策定となっております。

3つの計画について説明させていただきます。障がい者計画とは、様々な分野にわたる施策を地域の実情に即して総合的に推進するものであります。

また、障がい福祉計画、障がい児福祉計画につきましては、障がいのある人や児童が自立した日常生活を営むことができる社会の実現を目指すために国が定めた基本指針に即して障がい福祉サービス、障がい児福祉サービスや地域生活支援事業などの提供体制を確保するものであり、それぞれについての具体的な数値目標等を策定するものであります。

今回、資料として送付させてもらっている中の参考資料として、現行計画の第2期能勢町障がい者計画、第4期能勢町障がい福祉計画を示させていただきます。

第2期能勢町障がい者計画は平成20年度に策定し、10年計画となります。アンケート結果からみた能勢町の現状から、様々な施策の展開についてお示しした内容となっております。

第4期能勢町障がい福祉計画につきましては、平成26年度に策定し、3年計画となっております。こちらにつきましてもアンケート結果からみた能勢町の現状から、前回の第3期計画の実績や国が定めた基本指針に即して平成27年度から3年間の提供体制の具体的な数値目標をお示しした内容となっております。

今年度は、先程申し上げました通り3つの計画を策定することとなっておりますが、調査としてご意見を伺う内容に重なるところが多いことから、アンケートは1つで行おうと考えております。そのアンケート結果を基に、国が定めました基本指針、基本指針につきましては、資料3になります。こちらの資料3の国が示されました基本指針を基に障がい福祉サービス、障がい児福祉サービスなどの提供体制というものを確保し、具体的な数値目標を障がい福祉計画、障がい児福祉計画として策定するところであります。

今年度につきましては、障がい児福祉計画というものにつきましては、計画策定の初年度となっております。先程申し上げました資料3の国が定めました基本指針にもありますように、障がい児支援の提供体制の計画的な整備、また発達障がい児支援の一層の充実等、計画に反映していきたいと考えております。

また、アンケート結果を踏まえたサービスの提供体制確保の具体的な数値目標や、現行計画の実績、総括を基に能勢町の実情に即した障がい者計画も策定していきたいと考えております。障がい者計画の概要については、以上になります。

委員長

ありがとうございました。只今の事務局より障がい者計画他ご説明をいただきました。何かご質問等がございましたら、挙手の上、お願いしたいのですが、いかがでしょうか。

特にございませんか。それでは、特にご質問、ご意見等ないようでしたら、議題の2に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは続きまして、議題（2）能勢町障がい者計画等策定に向けた今後の予定につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

**【能勢町障がい者計画等策定に向けた今後の予定について】**

障がい者計画策定に向けた今後の予定についてご説明いたします。資料につきましては、資料4になります。

今回の計画では、先ほど計画の概要のところでも説明いたしました通り、3つの計画策定となっております。3つの計画を策定するにあたりまして、資料4の（2）にもございますようにアンケート調査、（3）等もございます、それに基づいた聞き取り調査を基に計画策定を考えております。

先程、概要説明の時にも説明させてもらったのですが、3つの計画ですけれども、調査としてご意見を伺う内容につきましては、重なるところも多いことから、アンケートとしては1つで行おうと考えております。

この計画策定に向けた予定といたしまして、資料4の（1）にございますように委員会は4回、平成29年度につきましては4回を計画しております。

まずは本日の会議でアンケート案をお示しし、各委員さまからのご意見を伺いたいと考えております。ご意見をいただいた後、それに基づいて再度検討を行いまして、アンケートの作成を行っていきます。

（2）のアンケート調査のところにもありますように、6月下旬にはアンケートを送付し、7月中に回収を行うという予定にしております。回収後、速やかに関係団体、関係の事業所への聞き取り調査を行った後、9月下旬に第2回の委員会の開催を考えております。第2回委員会につきましては、現行計画の総括を行いながら、計画策定に向けた骨子をお示ししたいと思っております。そこで第2回の委員会でご意見をお伺いした後、計画案を10月中を目途に策定ということを考えております。10月中の計画案というのを策定した後、11月中に第3回の委員会を開催し、そこで、その後、パブリックコメントを行った後、第4回の委員会、2月を予定しておりますけれども、その2月の第4回の委員会で計画の最終案を提示させてもらいたいと思っております。第4回の委員会でご意見を伺った後、3月には計画の成果品としていきたいと思っております。

予定としては以上でございます。

委員長

只今、事務局から障がい者計画等策定に向けました今後の予定について、委員会の開催というところも含めて説明をいただきましたが、ご質問はございませんでしょうか。何かございましたら、挙手の上、お願いできればと思います。いかがでしょうか。

では、今後の予定につきましては、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは本日、恐らく最もメインの議題になるかと思うんですけれども、続きまして、議題（３）能勢町障がい者計画等策定に向けたアンケート（案）につきまして事務局から報告をお願いいたします。

事務局

【（３）能勢町障がい者計画等策定に向けたアンケート（案）について】

続きまして、能勢町障がい者計画策定に向けたアンケート（案）について説明させていただきます。資料につきましては、先ほど見ていただきました資料３、そして資料の５。資料の５は資料の５の１、２、３とあります。参考資料として現行計画、第２期能勢町障がい者計画、第４期能勢町障がい福祉計画になります。

資料３におきまして、今回の計画策定にあたりまして、国より基本的な指針が平成２９年３月３１日付けで示されたところでございます。

主な改正内容といたしまして、資料３の２ページ目でございますように、主な改正内容というところになります。大きく分けて、「地域共生社会」実現に向けた取組、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、障がい児支援の提供体制の計画的な整備、発達障がい者支援の一層の充実、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定、そして、その他、以上の６つということになります。

前回の障がい者計画、障がい福祉計画、こちらにつきましては参考資料になるんですけれども、その計画から比較検討いたしまして、先ほどの資料３にもございます改正内容を盛り込むために、今回アンケートを実施していく予定でございます。

アンケートにつきましては、資料５になります。資料５－１、２、３とありますが、資料５－１は障がい者手帳所持者用になります。資料５－２につきましては事業者用です。資料５－３につきましては、障がい者団体用の３つになります。

アンケート内容についてご説明いたします。資料５－１、障がい者手帳所持者用について説明いたします。

今回、手帳所持者用の調査票につきましては、設問としては５４までございまして、多少多いというのは理解していますが、事務局としては５４というふ



うに考えております。

問 1～9 のあたりにつきましては、障がい者手帳所持者本人のことについてお伺いしている内容となっております。問 10～19 につきましては障がいの状態とか障がい福祉サービスの利用状況等について。問 20～27 につきましては日常生活のことについて。問 28～31 の設問は相談体制についての質問内容となっております。問 32～36 につきましては情報収集につきまして。問 37～41 の設問につきましては就労についてお伺いしている内容となっております。問 42 については就園・就学のことですね。問 43 につきましては介護者のことについて。問 44～46 につきましては災害時のことについての質問内容というふうとなっております。問 47～51 につきましては権利擁護について。問 52～54 につきましては今後の取組みのことについてお伺いしようと思っております。

続きまして資料 5－2、資料 5－3 の事業者用、障がい者団体用のアンケートにつきましては、事業者様、障がい者団体様の現在の活動のことに対する課題やご意見等を伺う内容となっております。

今回、このアンケートにつきまして、アンケートの集計、また、各事業者、各障がい者団体の方からの聞き取り調査を行った後、現行計画の総括を行いながら、現行計画と比較しつつ、この国の指針を反映させた計画としていきたいと考えております。

次にこの障がい福祉計画、障がい児福祉計画では、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標設定を行うことから、国の指針の改正内容を把握しつつ、このアンケートの各設問を基に能勢町としてのニーズを把握しながら、提供体制の確保の目標設定をしていきたいと考えております。

また、障がい者計画のほうにつきましては、様々な分野にわたる施策を総合的に推進するものであることから、障がい福祉計画、障がい児福祉計画で能勢町としてのニーズ等を把握しながら、こちらにつきましても国の指針の改正内容をふまえて体制整備を反映していきたいと思っております。

このアンケートの調査につきまして、具体的な内容につきましては、業者でありますサーベイリサーチセンターのほうからご説明させていただきます。

続けて説明させていただきます。サーベイリサーチセンター、池田です。

議題は重なりますが、参考資料にあるように、第 2 期能勢町障がい者計画は、障がいのある人が安心して地域で生活できるよう、障がいのある人の社会参加を促進するとともに、幅広い分野を対象とした障がい者施策の総合的な推進に取り組むため、平成 20 年 3 月に策定されています。また、第 4 期能勢町障がい福祉計画は、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体

SRC

制の確保に関わる計画として、平成 27 年 3 月に策定されています。その後、様々、国等でも動いております。

平成 26 年には「障害者の権利に関する条約」が批准されたこと、平成 28 年 4 月には「障害者差別解消法」が施行されています。これらの法律や条約により、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための取組みが強化されただけでなく、障がい者自身の権利、尊厳の保障の義務や、障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供などが法的に明確に規定されています。これら法律や条約の理念に準拠した障がい福祉施策の立案が必要となります。

その他、平成 24 年には「障害者虐待法」の施行、平成 25 年には「障害者総合支援法」や「障害者優先調達推進法」が施行されています。

障がい福祉計画の見直しのポイントとしては、先程、事務局から説明があったように、国による「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」に基づいて、能勢町さんの最新の障がい福祉サービスの状況を反映した適切な目標設定が必要になると考えております。

アンケートは 5-1 から 5-3 まで 3 種類ございます。

障害者差別解消法について、資料 1、5-1 をご覧ください。こちらの 19 ページをご覧ください。19 ページの上のほうの、権利擁護についてお伺いしています。問 47 で障害者差別解消法の認知度を確認したいと思っています。また、その次の問 48 では、障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことの有無の把握、中段の問 49 では、必要と思われる配慮や取組を確認したいと考えております。

また、先程事務局のほうからも説明がありましたけれども、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係る基本指針見直しの主な改正内容については、1 つ目が「地域共生社会の実現のための規定の整備」、2 つ目が「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」、3 点目が「障がい児支援の提供体制の計画的な整備」、4 点目が「発達障がい者支援の一層の充実」、5 点目が「障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定」、その他になります。

1 つ目の「地域共生社会の実現のための規定の整備」です。こちらについては資料 5-1 のアンケートの問 26 をご覧ください。10 ページになります。問 26 については、「日頃生活していて感じること」を確認しています。また、飛んで申し訳ないのですが、問 53、20 ページになります。問 53 については「町に力を入れてほしい障がい福祉分野」を確認したいと考えております。

ポイントの 2 点目、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」

についてです。こちらについて、アンケート調査票、資料5-1の4ページをご覧ください。問10では、各種の手帳等の所持状況を聞いています。身体障がい者手帳、療育手帳等の所持の状況を○をしていただく形になります。それで精神障がいをお持ちの方が、全体と比べてどういう特徴を持っているかというのを、クロス集計をして分析していきたいと考えております。

「発達障がい者支援の一層の充実」についても、精神障がい同様に、問10の選択肢の6番、発達障がいをお持ちの方が、どのような回答をされているかというのを、全ての問題とクロス集計をして、特徴のほうを出していきたいと考えております。

また、資料が変わって申し訳ないのですが、資料5-2、事業者アンケートをご覧ください。ページをめくって3ページになります。3ページ、8について、発達障がいについて、意見やご提言のほうをお伺いできればと考えております。こちらについては事業者さんに聞くような調査になります。

また「障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定」についてです。また資料の5-1のほうにお戻りください。6ページをご覧ください。

6ページの間16については、現在、各種のサービスの利用状況、利用しているか、利用していないかを聞いています。また今後利用したいか、利用したくないかを問うような問題です。

また7ページをご覧ください。問17については「相談支援」、中段の間18については「障がい児サービス」。ページが飛びますけれども11ページをご覧ください。11ページの間28について、現在困っていることや悩みについて把握します。また、ページ飛びますけれども、17ページをご覧ください。17ページ中段ですけれども、問43「日常の介助者」について確認しています。

20ページをご覧ください。上段、問52、障がい福祉サービスを利用しやすくするための事柄について確認したいと思います。

また就労についてございます。ページがちょっと戻りますけれども、問37です。13ページになります。13ページ下段、問37が「現在の仕事の有無」、14ページをご覧ください。問38が「今後の就労希望」、15ページをご覧ください。上段、問40が「障がい者の就労支援として必要だと思うこと」、下段、問41「今後の仕事についてどのように考えているか」。そういうものを把握していきたいと考えております。

また、資料の5-2をご覧ください。事業所アンケートになります。こちらめくって1ページになります。問3で「今後のサービス希望見込み」、2ページになります。問5で「障がいのある方が働くにあたって充実してほしい取

組」、めくって3ページをご覧ください。問9、4ページの問11で「障がい者の方の地域での生活」について確認したいと思います。

続いて資料の5-3をご覧ください。5-3については、関係団体様に対するアンケート調査票になります。めくって2ページをご覧ください。問4、問5、問6については、「障がい児の方に対するサービス」、中段以降の問7については、「障がい者の地域での生活の定着」についてお聞きしたいと考えております。

そのようなもので、国の指針のほうに対応できればと考えております。以上です。

委員長

それでは、只今、国の基本指針ということに対応させながら、アンケート調査を作成されたということで説明のほうがございました。今月の下旬には、もうアンケートのほうを実施するということですので、本日のこの場でいただく意見というものが、非常に重要になってくるかと思っております。ご意見等ございましたら、お願いをしたいのですが、いかがでしょうか。

委員

まず業者の方にお伺いします。10年前に作られた第2期の障がい者計画も、また、第4期の障がい福祉計画については貴社が作成されたものですか。

SRC

違います。

委員

違いますか。たまたま第4期の障がい福祉計画の時に委員をやったので。今回のこのアンケートを送った時に、何のためにやってるかわからないと思う。私らは委員なので、わかるのですが、調査票だけではなく、やっぱり説明書が必要であると思っております。「今回見直し等」いっても、私ら委員は分かっている、ほかの方は分からないと私は思いました。

それと今回大きなところは、特に発達障がいの関係、人権擁護の関係、災害の関係。前回は災害のところはあんまりなかったと思う。前回の時も災害の関係を入れないといけないと言った記憶があります。

特に社会福祉協議会とか、民生委員児童委員が、土砂災害が起きた時にどうするのかアンケート取ったり、その対策マップを作ったりされていますので、たぶん非常に参考になると思う。

ただ、今回、このアンケートをずっと見て、手帳所持者は前は650から734ということで、84人増えています。

今回、これに児童の関係が入るので、だいたい何人ぐらい対象になるかということが1つ質問です。

それともう1つは、私も経験があるのですが、児童の関係の親御さんが、50何項目の全てに回答しているのかというのがあります。この1つのアンケートに3つの要素が入っているから、整合性があるかと思ひまして。特に児童関係

になったら、保健所さんとか、学童になってきたら小学校、学校関係も出てきます。このアンケートによって、それを活用していかないといけないから、地域共生社会を作っていないといけないので、もうちょっとわかりやすくしないといけないと思う。

回収率が10年前が56.8%で、前回3年前が53.1%。最低やっぱり50%はないと、やっぱりアンケートのランダムにやっていかないと、きちんと反映できないので、なんとかアンケートの回収率を上げていくように分かりやすく説明しないといけないと思う。特に今回は、発達障がい面とか、人権とか災害関係に力を入れましたとか、何かわかりやすく説明がないと、わかりにくい。3つの項目を1つにまとめてやろうということですから、調査票の並べ方も含めて、何か考えていかないと、ちょっと分かりにくいのではないかと私は思いました。以上です。

委員長

ありがとうございました。今、大きく3点ですかね。質問等あったかと思えます。

まず1点目がアンケート調査のこちらのほうが手元に届いても、趣旨ですか、どういうふうな目的に基づいてということがわかりにくいのではないかと。もう少し説明が必要なのではないかということが1点目でした。

2点目が、対象者の数がどのぐらいかということ。

そして3点目に関しては、アンケート調査の中身自体ですね。手帳をお持ちの方に対するアンケートの中身自体が、3つの要素が混ざっているの、非常に分かりづらいということのご指摘です。分かりやすくするための工夫というものが可能かどうかということかと思えます。

この3点について、事務局のほうから回答をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

事務局

委員長からありましたように、まずアンケートの趣旨、目的というところの趣旨が、これでは分かりづらいのではないかと質問です。この点につきましては、ご指摘の通りだと思いますので、このアンケートに加えて、初めに皆さんにご説明させていただいたように、このたび計画を見直していきますという趣旨、その見直す目的は、地域共生社会の実現を目指してという大きな目標の中で、2つの計画を見直し、障がい児福祉計画を新たに作っていくことこの趣旨を説明するような案内文といいますか、1枚ものを付けさせていただいて、アンケートのほうを発送をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解いただけたらと思っております。

次に対象者数が増えているということは、また担当のほうからご説明させていただきます。

アンケートの中身自体が3つの要素を含んでおるので、なかなかわかりづらいのではないかというご質問でございますが、こちらの件につきましては、事務局も業者さんも含めて検討してきたところなんですけれども、かなり質問で重複するところもありますし、それが逆に分かりづらいというご指摘もあるかもしれません。中には対象者の方によっては関係のないというか、答えづらい質問があるかと思っておりますけれども、事務局のほうとしても、一番初めに説明させてもらったように、設問数が多いので、なかなかお答えづらいところとか、どうしても回答がブランクになってしまうようなところが出てくるかもしれないというところは、懸念はしておるところですが、3つの計画をこのたび立てていくという中で、3つのアンケートを作って、それぞれまた分析をしていくというよりは、1つのアンケートの中で、お答えいただければと思っております。どういう趣旨で、どういうことを聞いているんですよということについては、工夫ができるところは、検討させていただきたいと思っております。アンケートについては1つのアンケートでさせていただくほうが、この委員会の中でも、その結果を踏まえて、共通する項目は当然ありますので、そこを見る時には、一つのほうが、皆さん方にも結果を分析していただくのにも、分析しやすいのかなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

事務局

対象者数のことにつきましては、平成26年の時は、約500でした。

今回平成28年4月時点で、こちらで把握させてもらっている人数といたしましては、手帳所持者数は757人と把握いたしております。ですので、約1年半くらいで150人は手帳所持者というのは増えています。

委員長

回収率を上げる工夫なんですけど、これはサーベイリサーチセンターさんにお伺いしたほうがいいんですかね。どのような回収率アップの工夫をされるのか、教えていただければと思っております。

SRC

2つあります。1つ目についてですけれども、発送日を金曜日にしたいと思っております。到着するのが週末になります。やはり週末のほうが、回答者の方が回答しやすい。過去、障がい以外でもアンケートのほうを、弊社のほうさせていただいておりますが、週の真ん中に届くよりも、やはり週の終わりに届いて、土日で見られるほうが回収率が高かったという経緯がありますので、そのような発送の手筈にしたいと思っております。

2点目なんですけれども、調査票の色につきましてはやはり白だと味気がないということなので、少し色がついた調査票の色を使えばなと思っております。

また、送信する封筒についても能勢町さんが使っている封筒を模した形で、今、印刷のほうをできればと思っております。以上です。

委員長

はい、ありがとうございました。

事務局

あと回収率を50%とみて、あと残り2週間ですよ、残り10日ですよというところで、回収率がそれより少なかった場合につきましては、また業者と相談をさせていただいて、勸奨をするような通知を出させていただくというのも一つの手法であるかと思えます。そのようなことも、また考えていければと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長

それでは、他に何かご質問やご意見がございましたら、お願いできますでしょうか。

委員

いくつかあるんですけど。ちょっとこれは誤解せずに聞いていただきたい。

1つはもう皆さんご存じかと思うんですけども、公的な文書の中に性別というのが、やっぱりかなり議論になってると思うんです。

今ここで書かれているのが、考えられた末に男、女になってるのか。それともあまり考えないで、今まで通りになっているのかという。つぶすつもりで言うてるんじゃないですけど、これはまた何年か先ということになると、次の計画が、これからもずっとあるので、そういうことを配慮した上で性別のことを考えたほうがいいんじゃないかなと僕は思います。

これは当事者によって意見も違いますから、様々ですが、たとえば乱暴な形では「その他」いうのがあります。これも意見がすごい食い違って、「その他」でものすごく傷ついたという人もいるし、いや、そのほうが分かりやすいという案もあります。

基本的には、このアンケートを取る時に、性別が必要かどうか。最後の集計で、必要なければ、僕は無いほうがいいと思います。

やっぱり、トイレの問題とか、介護の問題で、本人が、自分が男の体をしてるけれど女やと思っているというようなことは、こういう紙ではなくて、話をする中でたぶんそういうことはわかってくると思います。その時に、そのことの配慮をするという意味において考えれば、これがいいかどうかわかりませんが、性別というのだけが書いてあるとか。僕が言うのは、この案にしてほしいというのではなくて、一度考えることが必要かなと思うのが、1点。

もう1つは、行政用語ですよ、この「等」は。さっきお話があったけど、事務局の説明で十分わかってますけれども、それでもやっぱり町民、住民に送る場合は、この行政用語である「等」は抜いた形で分かるように、「等」の中身をちゃんとさっきおっしゃったように書いて、アンケート調査というふうにしないといけないんじゃないかなと思います。

いくつか、ちょっと住民目線と言うけど、聞いていてください。

あと災害のところで、問44の「ひとりで避難できる」「避難できない」、3番

「わからない」というのがあると思うんです。これは「わからない」が入っているのは、すごく僕はいいと思う。実際言えば、はっきりと自分が断定して「避難できる」という人と「避難できない」という人と、でも「わからない」というのが、意外と回答が多いのではないかなと予測できるんですよ。

そうすると、その次の間で「1人で避難できない理由は何ですか」と書いてありますよね。そこの一番最後のところの自由筆記がありますけれども、「わからない」と言ってる人に、不安だと思うその気持ちを、なんか吐露してもらえそうな何か受け皿が、ここにあったらいいかなと思っております。

もう1つは就労です。就労はですね、実際、ここは専門家の人がおられるから、いわゆる福祉的就労というものが非常に多いというのは、たぶんご存じだと思っております。ただ、当事者のほうが、これを見た場合に、たぶん福祉的就労のほうで活動しているのも働いていると思っっていると思うんですよ。それは否定したらいけないこととも思います。しかし、ただ、ここの中で、最初に賃金という言葉が出てきます。13 ページの「就労についてうかがいます」で、問 37 賃金が発生するものに限るっていうふうに書いています。これはたぶん、当事者が質問を受けた場合は、福祉的就労でもらっている、いわゆる工賃というの、たぶん賃金だと思って答えようと思うんです。それはかまわないんで、これは後で集計の時に、福祉的就労と一般就労と分けないといけないんじゃないかなと思います。

それと、働き方のところでもらっている収入のことも書いてあったと思えます。福祉的就労って、14 ページの問 37-1、ここで入ってるんで、入らないほうがいいんだが、原則は入らないと思うんだけど、やっぱり入ってるのは、僕もいいと思えます。当事者の方が、どこそこの作業所で働いて、あるいはB型で働いて、1万円相当のお金を得ているの、その人にとったら賃金だと思うので、制度的なことと言うんじゃないんだけど。ただ、後の集計では、やっぱり分けとかなないといけないのじゃないか。いわゆる一般の就労と福祉的就労と、本当はもうちょっと違う就労もありますけども。福祉的就労がどれだけのウエイトなのかというのが分かるようにしたほうがいいんじゃないかなと思えました。以上です。

委員長

ありがとうございました。大きく4点ご質問いただいたかと思えます。まず1つ目が調査票の性別ですね。その箇所に関して、どのように考えていくかということが1点目です。

2つ目ですが、先ほどもご指摘をいただきましたが、障がい者計画見直し「等」という、その「等」という文言に関して、もう少し正確に表記したほうがいいのではないかというご指摘です。



そして18ページでしょうか。災害に関する問ですね。「わからない」とお答えになる方が多いのではないかと。恐らくご意見いただいた通りだと思ふんですけれども、その方に対して、次の問で、その不安な気持ちというところを、どのように書いていただく工夫をするかということだと思います。

そして最後、就労に関しましては、恐らく賃金ということで、皆さん、福祉的就労の方も「はい」のほうに○をされると思うけれども、その集計の仕方を工夫したらどうかというようなご意見だったかと思います。

ただ1点、もしかしたら賃金ということで、工賃とは別というふうにとらえて、「いいえ」に○をして、次の問で「福祉的就労」に○をされる方もおられるかもしれませんので、その辺も含めて、集計できちんと分かるようにというご意見だったかというふうに思います。以上4点なんですけれども、これは事務局のお考えはいかがでしょうか。お願いいたします。

事務局

ご質問の件につきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

まず性別の問でございます。ご指摘にありましたように、こちらの計画について検討したかというところでございますけれども、これにつきましては、前回のアンケートを踏まえまして、そのまま性別についての問をさせていただいているというのが現状でございますので、ただいまのご意見をいただいところで、また検討というか、事務局としても、またこの場としても考えさせていただけたらと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

2番目の「等」という行政用語は抜いたほうが良いのではないかとご指摘でございますけれども、これもできる限り、行政的な言い方というのは、私ども、しがちでございますので、住民さんがわかりやすいような形でアンケートのほうも見直しできるところは、させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

3つ目、避難について「わからない」というふうに答えられた方が、今のご指摘の通り、アンケートを見ましたら、次に答えるところがありませんので、そこをどのような形でアンケートの中で、「わからない」と答えた方が、それはどういう意味でですかというようなところの選択肢ができるような形で一度検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

就労の件です。委員長もおっしゃっていただきましたけれども、こちらのほう、賃金が発生する、発生しないというところで、「はい」と答えていただいた時に、福祉的就労と一般就労の違いというところでは、クロスして集計もできると思いますので、その辺でご提示ができたらなと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

委員 委員長もおっしゃった、ちゃんと知って、賃金を、労働に基づく賃金というふうには考えはる人もいるかもしれない。

事務局 表現の仕方というか、設問のところの補足というか、ここの賃金、たとえばそれを工賃を含むという形で進めさせていただくということになったら、賃金と書いている下の補足の中で、この賃金に関しましては、工賃も含まますという補足を書かせていただくとか、そのように対応させていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

委員長 実は、事前にアンケートをちょっと先程拝見をしていたんですけれども、その性別というところは、以前、ちょっと見せていただいた時にも、若干気になっていた。私達が行うような調査ですと、ここは多くの場合は空白にします。性別ということだけを書いて、あとはそのご本人に記入していただくということをしています。

ただ、これが公的機関が行う、このような住民を対象にした調査となりますと、空白にしていることに対して、やはり一定数の方から意見が出たり、苦情というものが出ることが非常に多いんです。ですので、あえて男性・女性というふうにされているというふうに理解をしていたんですね。

恐らく付けたくない方は付けないだろうという判断をされているのかなというふうに考えていました。その辺ももう一度検討をされるということですので、皆様から、もしこの場でも何かご意見がありましたらいただきながら、事務局も検討したいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

委員 いいですか。現在、16人に1人の子ども達が、思春期の時に悩むというか、私は体はこうであるとか、いわゆるジェンダー問題です。5、6年前からテレビ等々では、はるな愛ちゃんとかが、そういう感じで周知されていたんですけど、以前はなかなかそれが表に出なかった。

最近、学校の教育の問題の中で、特に最近、伊丹市の子ども達、小学校の子かな。問題になっています。体は女の子やけど、気持ちは男であるという。なかなかお母さんに言えなかったりとかね。それも最近人権問題なんかで、この問題、検討しているんですね。

それともう一つ、先程言われたように、災害の関係ね。これも3年前にも議論していて、ずっとあるんです。前は項目になかったんですよ。その時は災害のほうは災害のまた計画があるからということ。でも今回、こういう感じで入れていただいたことは一歩前進かなと思っています。

委員長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。先程のご発言に関連する内容でもかまいませんし、その他の内容でもかまいませんが、ご意見等いただければと思うんですが。

すいません。性別はどのように問うかということに関しましては、今、委員の皆様からご意見をいただきましたということ踏まえて、ちょっと事務局のほうにお任せいただくということでもかまいませんか。

では他に何か、ご意見等ございましたら、お願いしたいのですが、いかがでしょうか。

委員

これはあくまでもアンケートの1の部分だけですか。

委員長

いえ、アンケートに関する全般的に。

委員

そうですね。ちょっとこれ、私は3のほうの団体からなんですけれど。事業者さんの運営関係とかやっている中で、いつもよくあるのが、地域貢献という関係、老人施設関係で剰余金が出て、その剰余金の一部、理事長とか高額な報酬を受けられているという形。最近、地域貢献度をやりなさいと国のほうから、それだけお金が残っているのなら、地域に還元しなさいという感じで動きがあって、この前も理事会でそういう話がありました。

老人施設の特養とかで黒字になっているところがあります。そういうところなら、大いに地域に還元してください。その剰余金を活用してください。これが地域共生の中の一つの手段として必要なので。国もそれを進めています。

委員長

はい。間、項目として関連する項目を入れて欲しいという。

委員

私は別に事業所に剰余金があるからいうので、このアンケート取らなくてもいいと思っている。それはまた別のところでやるべきだと思ってます。それはあんまり関係ないです。

くりのみ園は重度の知的障がいの方の施設で、一人一人に住民票がある方、一人一人に来るわけですから、自分で書けない人は我々が書かないといけないということで、いつも苦しむのが事実なんですよ。

できるだけ入所されている方の意思決定を、本当にそういうことを思っているのかどうかというのを、本当に書いていかないといけないという、それで苦しむ。書けないところが、必ずあるから、「その他」とか、そういうのを置いていただいているんだけど、「該当なし」みたいなのを、ちょっと入れていただいたら、そこへ〇とかできるかなというのが1つありますね。

それと、さっき性別のことがあったんですが、僕はあまり性別のことは真剣に考えてなかったんです。福祉の事業者の立場で言うと、同性介護を原則としているので、男性の方、女性の方、どれだけの数の方がおられるのかというのは、やっぱり我々としては知っておきたいことなので、これはこれでいいのかなというのが、私は個人的に思っています。

それと、この10年間で、虐待、児童、高齢、障がいの虐待防止法であるとか、それから差別解消法であるとか、総合支援法であるとか、いろいろ改正さ

れてきてますので、これから必ず障がい者施策に必要なキーワード、あると思うんですよ。合理的配慮がなされているかとか。それに虐待、または不適切なことが周りに起こっていないかとか。そういうことを権利擁護のところに、ちょっと見てたら、入っているかなと思うんですけども。それはキーワードになるから、そういう言葉を大事にできるようなアンケートの項目が欲しいかなというように、表現の箇所です。部分的に修正したらいいと思う。以上です。

委員長

ありがとうございます。では、事務局のほうで、いかがでしょうか。何か回答がございませうか。

まず1点目が、重度の方がアンケートに回答される場合は、スタッフの方ですとか、ご家族ですとか、代わりに回答いただくことになるんですが、その時になかなか答えづらいという場合もありますので、「該当なし」という選択肢を設けられるかどうかということが1点目ですね。

それからご意見として、性別に関しては、このままでもいいのではないかとご意見をいただきました。

それから、合理的配慮という言葉ですとか、いくつかのキーワードとして出てくるような言葉が、どこかアンケートの中に盛り込むことができるだろうかということだったと思います。

それから先程のご意見に関しましては、これとは別のアンケートのほうで問えばいいのではないかとご意見をいただいたのですが、そのあたりも、もし事務局のほうでお考えがあれば、お願いいたしたいと思います。お願いいたします。

事務局

はい。重度の知的障がいの方に関するアンケートで、意思決定、どういう意思かというところの回答をされる時に書けない部分があるというところにつきましては、ご指摘の通り「該当なし」というような回答の選択肢のほうを設けさせていただき方向で考えさせていただきたいと思います。

あと性別です。先程、いろいろご意見をいただいているところで、委員長のほうからも、事務局で検討するよということでもいただきましたけれども、先程のご意見も踏まえまして、どのような形でアンケートをしていくのかというところ、そしてどのように考えましたというところを、また最終アンケートの成案ができた時に、委員の皆様にお配りする時に、本日ご指摘いただいたところの点について、このように考えて最終、このアンケートになりましたというところを、お示しをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

障がい者施策に関して、この10年間に法改正が多々ありました。それらのキーワードを大切にしてもらいたいということですが、資料3でも、

多々、今回新たに加えなければいけない点、ございます。これらも含めて、新しく、今回策定する計画に、できる限り、今後の障がい施策に大切なキーワードは、計画に記載をしていく、載せていくという方向で考えたいので、それをするためには、アンケートについても、もう一度洗い直して、キーワードが載せられるところの設問については、キーワードを載せていくような感じで工夫ができたらと思います。どこまでできるかというところ、時間的な制約もございますけれども、可能な範囲の中で、考えさせていただきたいと思います。

あと、地域貢献ということでございます。これは社会福祉法の改正（第24条第2項）で、社会福祉法人が、恐らく剰余金が出た場合に、その一定額が出た時に、どのような形で地域に還元していくかというのが、この法改正で一部見られ、これが今年度から施行されておるというところでございます。

こちらにつきましては、この障がい施策のところでお返しをさせていただくのか、また別にもっております地域福祉計画という計画を本町、持っております。その中で町全体の地域福祉をどのように考えていくのかという中で、一度議論をしていただくということも踏まえて、考えさせていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

委員

では、他に何かございましたら、お願いしたいのですが、いかがでしょうか。障がいを持たれた方に対するアンケートということなんですけれども、精神障がいを持たれている方で、受給者証は受けているけれども、手帳は持たない、どこかの施設には通っておられる方もいらっしゃるかと思います。

そのアンケートの調査、お願いの仕方を、どこまでされるのかというところで、今回精神障がいの方をどう進めていくかというところで。やはり、そのあたりの方達の意見というのは、すごく大事ななと思うので。うかがってみました。

委員長

ありがとうございます。特に精神のなんらかの障がいをお持ちの方の中には、手帳ということをあえて申請をして取得をされずに、それでもどこかの事業所と関わりがあるような方がおられた場合に、どのような対応をするかということなんですけれども。恐らくアンケートの実際実証するとなりますと、やっぱり手帳をお持ちの方に一斉に送付をするという方法しか難しいかなというふうに思うんですけれども、その辺、事務局、いかがでしょうか。

事務局

非常に貴重なご質問をいただきまして、今、委員長からもそういったお話をいただきましたけれども、確かにちょっとなかなか手帳を所持まで至っていないサービスを受けておられるよう方々に対して、どういうニーズを把握するかっていうのは、非常に難しいし、そういう方々に対して、こういったアンケー

トを送付するっていうのは、どうなんでしょう、委員の皆様方、どのようにお考えでしょうかね。なかなかそこまで把握するのは、難しいかなというような印象です。工夫なり、手法によっては可能だというふうなことがあれば、検討に値するということもあるかもわからないんですが。

今、事務局では、やはり先生がおっしゃっていただいたように、なかなか所持者以外の方まで、難しいかなというのが、実際の考えであります。

委員長

アンケートは事務局から今ご説明いただいた通り、やはり難しいんじゃないかなと思うのですが。聞き取りを調査される時に、関係団体の皆様とか、事業所の皆様に、聞き取りの中で、そのような方がおられるかということですか、そういった方が、どういった希望を持たれているかということについて、ヒアリングをされたらどうかなと思うのですが。

事務局

今回の調査には、特に事業所様等には、別途ヒアリングをする機会が設けてございますので、そういったところでの把握というところでは、一定可能なかなというふうには考えます。

委員

たとえば、てしま会は来ておられますので、団体として聞き取りをしていただくということですね。実際問題、手帳のない人もどうするかという問題もありますので、できたらその対応を。アンケートはちょっと該当しなくても、先生がおっしゃるように、できたら団体のほうとか、各事業所のほうで聞き取る中で、意見をいただいて、それでカバーできればいいなと思っています。

事務局

そういう段取りになっています。

委員

そうですか。

ちょっと児童の関係、発達障がいのこと、脳の機能が解明されてきています。私らが若い時、小さい時とか昔は、単に発達遅滞やという感じで、そういうひとくくりでしたが、今やったら多動性とか学習障がいとか、いろいろと分かれてきています。今回は、厚生省の注意文書の中で、平成32年度末までに児童発達センターを各市町村に少なくとも1箇所設置することを基本とし、困難な場合は別に圏域で設置しても差し支えないとか出ているので、業者の方に尋ねたいのですが、発達障がいの関係について、このアンケートの中身で、分析できますか。

委員長

これは発達障がいのことにかかるところですかね。その部分を、もう一度説明をお願いできればと思います。

確か問10ですかね。手帳や障がいについてお答えくださいのところ、発達障がいというところに○をされた方に関しては、クロス集計などで分析をするという説明が先程あったかと思うんですけども。追加補足等をお願いできればと思います。

SRC

先程、委員長がおっしゃったように、問 10 の部分で発達障がいを選ばれた方が、それぞれの問題でどういう回答をしているか。それが全体、他の障がいとか、能勢町全体の回答とかで、どういうところで差があるのかというのを分析して、特徴を出していきたいと思っています。

委員

その分析の結果で、発達障がいセンターに結びつくような基礎資料があるのか。たとえば今日、保健所の先生も来ていただいているし、それから学校関係で教育の中で、それを生かしていくためのものがあるのか。そこまではちょっと難しいんですかね。特に児童関係は今回第 1 回目なので、特に早期発見早期対策というところでキーポイントかなと思いました。

事務局

資料の 3 のところのご質問で、ご指摘いただきましたように、児童発達支援センターについては、平成 32 年度末までにとこのところの記載がございます。具体的に児童発達支援センターというものが、どのような機能を持って、どのような形で市町村に置いていかなければならないかというところは、まだ具体的に示されていないところがございますので、その辺も踏まえて考えていきたいというところです。

あわせてその同じところで、放課後等のデイサービス事業所も、各市町村に少なくとも 1 箇所以上確保することを基本とするという記載がございます。能勢町は、今、児童の放課後デイはございませんので、その辺もこのアンケートで、先程、サーベイリサーチセンターさんからありましたように、問 10 のところで発達障がいとお答えになられた児童の方が、たとえば問 16 ですね、問 16 のところの障がい児サービスがございます。ここで児童の発達支援とか、放課後等のデイサービスを利用している、今後利用したいというようなところで、どのような回答が出てくるのかというところの結果を踏まえた中で、能勢町でどれほど必要とされている児童さんがいるのか、現状どうなのかというところ、他の設問からもクロスして読み取れるところも出てこようかと思っておりますので、この辺を踏まえた中で、次回、このアンケートの結果が出た中で、能勢町としての障がい児の方の状況がどうなのかというのを、お示しさせていただいた中で、計画の素案を詰めていけたらなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員

今、放課後等のデイサービスの関係を、今ちょうど片瀬さん、おみえになってるんですけど、豊能町と能勢町エリアなんです。どのぐらいの需要があるのかというのもつかみたいというのがあります。

委員長

では、先程事務局から説明がありました通り、また次回の委員会のほうでアンケートの中身を見ながら、今後の計画について、皆様からご意見をいただければと思います。

すみません。先程、精神の手帳を持っていない方に対するアンケート実施ということに関しまして、委員のほうからですね、ご質問がございましたが。いかがでしょうか。ちょっと間が今、開いてしまったのですが。アンケートではなくて、聞き取りのほうでということということで対応を。

委員 その方法しか、今はないかなとは思いますが。一つ、事業所での聞き取りでは、やはりその方達のアンケートというのは、すごく今から大事になってくると思っていますので。

委員長 ありがとうございます。では、ちょっと気がつけばお時間が迫っているのですが、もうお一方、ご意見が。

委員 すいません。今見ている中で、6 ページの間 16 の、ちょっと文字のところなんですけれど、就労継続支援というところ、A型とB型とあるんですけれども、全く違うものなのです。

委員長 ありがとうございます。6 ページ、問 16 ですね。日中活動系サービスの就労継続支援というものが、A型、B型の区別は、どのようにされるかということなんです。

事務局 すいません。ありがとうございます。こちらのほう、ご指摘の通り、事務局のほうできちんと分けて、就労A、就労Bという設問にさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

委員長 では事務局のほうで、また修正等、お願いします。はい、お願いいたします。

委員 私の事業所で関わっているのが、学童期の子ども達なんですけれども。今後の卒業後の進路というところと言うと、大きな問題になってきているのは確かなんです。学年によっても、卒業の年齢では大きく違うと思えますけれども、卒業後の進路のところ、16 ページのところなんですけれど、ここで、支援学校に通われる方、一般の小中高などに通われている方によって、また大きく違ってくると思えます。その中の、たいていうちに通ってきている、利用されている子ども達と言うと、支援学校に進学などと、その下の就職、または施設に入所・通所というところになるかなと思えます。この施設に入所・通所というところと言うと、施設に入所というのは、なんかどこかの施設に丸々入っちゃう、そこでの通所という、あんまりピンと来ないと思えます。お母さん達の中で、また回答に迷われる部分なのかなと思っています。今、ここで言う、たとえば生活介護だったりとか、本当に入所されての施設入所支援だったりとか、就労のAとかBとか、いろいろあると思うので、たいてい就労のところに行かれたりする方も、とても多いんですけれども。なんかそういった文言などを入れながら選択してもらえると、答えやすいんじゃないかなというふうに思いました。以上です。



委員長 ありがとうございます。16 ページですね。卒業、卒園後の進路に関する選択肢です。こちらのほうは、事務局のほうで修正なり、可能でしょうか。

事務局 はい。問 42-3 ですね。選択肢 4 番はご指摘いただいたところについては、先程のご指摘を踏まえさせていただいて、ちょっと検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

委員長 それでは、そろそろお時間が迫ってきました。もし、まだこの場でどうしても入れようということがございましたら、お願ひをしたいのですが。

それでは、よろしいでしょうか。大変貴重なご意見を委員の皆様から、たくさんいただきました。また本日のご意見をもって、事務局のほうで検討を引き続きお願ひしたいと思ひます。

それでは続きまして、議題 4、その他について、事務局からお願ひいたします。

事務局 **【その他】**

説明させてもらいます。次回の開催について、資料の 4 にもございますように、次回開催につきましては 9 月を予定しております。

今回、この第 1 回の会議で、今ご指摘やご意見をいただきました内容を、こちらの事務局においても一度考えさせていただいて、アンケートをもう一度提案させてもらった中で、6 月中旬発送、7 月中の回収というところを目指しまして、9 月の第 2 回までには、計画の基本となるようなものを提案していけたらと考えております。以上です。

委員長 ただいま事務局から、次回の会議予定に関しまして報告がございました。何かこの点に関しまして、ご質問はございますでしょうか。

特にないようでしたら、お手元の議題のほうは以上になっているかと思ひますが、各委員の皆様から、何かご意見などございましたら、お聞きたいと思ひますが、いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは以上をもちまして、全ての案件が終了いたしました。皆様、大変お疲れ様でした。また、進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

これをもちまして、進行役のほうは終了したいと思ひます。あとは事務局にお任せしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

事務局 **【事務連絡等】**

皆さん、ありがとうございました。お疲れ様でございました。

これを持ちまして、本日の推進委員会、第1回の会議を終了させていただきたいと思います。

先程、担当のほうからもございました9月に次回を予定してございます。その際には、またあらためて日程調整をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、本日いただきましたご意見等を勘案して、また我々のほうで作業もしないといけません。若干作業にも時間がかかるということもございますので、本日、皆様方、意見を頂戴いたしました。この後、さらに、これはどうしても、どうかなというようなことがありましたら、この委員会で皆様の合意でもって決めなければならないようなことであれば、頂戴しても、なかなか対応が難しいかなと思うのですが、明らかにこれはどうかなというようなこと、あるいは何か意見等がございましたら、遠慮なく、また事務局のほうまでご連絡をいただければというふうに思っております。

今回はアンケートの内容とか、あるいは現行計画を基にしたの骨子案ということでご提示をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日はこれで終了とさせていただきます。ありがとうございました。